

# 子育て支援はなぜ必要か

加 茂 直 樹\*

---

---

この小論では、現代日本において子育てがなぜ非常に難しくなっているか、その背景の多面的な考察を試みた上で、子育てへの公共的な支援の必要性について論ずる。第一に、公共性の概念の三つの意味を区別し、それらが子育ての問題とどのように関わるかを検討する。第二に、子育ての主体である家族を取り巻く社会的状況について主として社会科学的研究に依拠しつつ概観する。第三に、いま子育てそのものにこれまでになかったようなさまざまな困難がともなう状況、特に家族がますます個人化していく風潮のために、子どもたちがきわめて不安定な環境におかれていることを明らかにし、子どもたちの健全な育成のために行政と市民によるどのような公共的支援が求められているかを考察する。

キーワード：現代日本の家族、公共性、子育て支援

---

---

## 1 公共性と子育てはどのように関わるか

### 1.1 公共性の意味

公共性という概念は近年しばしば用いられているが、その意味内容はかなり多様である。ここではまず、以下の論議に必要なかぎり、政治学者の齋藤純一にしたがい、これらの概念について整理する。齋藤は「公共性」の主要な意味を次の三つに大別する。

(1) 国家に関する公的な（official）ものという意味。国家が法や政策などを通じて国

---

\* 京都女子大学 教授  
大学院 現代社会研究科公共圏創成専攻  
社会規範・文化研究領域

民に対して行う活動を指す。公共事業、公共投資、公的資金、公教育、公安などの言葉はこのカテゴリーに含まれる。対比されるのは民間における私人の活動である。強制、権力、義務といった響きをもつ。

- (2) 特定のだれかにはではなく、すべての人びとに関係する共通のもの (common) という意味。共通の利益・財産、共通に妥当すべき規範、共通の関心事などを指す。公共の福祉、公益、公共の秩序、公共心などの言葉はこのカテゴリーに含まれる。対比されるのは、私権、私利、私益、私心などである。特定の利害に偏していないというポジティブな含意をもつ反面、権利の制限や「受忍」を求める集会的な力、個性の伸長を押さえつける不特定多数の圧力といった意味合いも含む。

- (3) 誰に対しても開かれている (open) という意味。だれもがアクセスすることを拒まれない空間や情報などを指す。公然、情報公開、公開などの言葉はこのカテゴリーに含まれる。秘密、プライバシーなどと対比される。この意味の公共性には特にネガティブな含みはないが、問題は開かれてあるべきものが閉ざされているということにあらう。

さらに齋藤は指摘する。この三つの意味での公共性は互いに抗争する関係にある。国家の行政活動としての「公共事業」に対して、その実質的な公共性 (publicness) ——公益性——を批判的に問う試みが現にあるし、国家の活動はつねに「公開性」 (openness) を

拒もうとする強い傾向を有する。また、「共通していること」と「閉ざされていないこと」を同一の平面におけば、前者はほとんどの場合、「公共性」を一定の範囲に制限することを必要とし、後者と衝突せざるをえない局面をもつ。(齋藤, 2000 : viii ~ x)

「公共性」のこれらの三つの意味が特に複雑な絡まり合いを見せてきたのは、齋藤によれば、最近のことである。「公共性」は官製用語であり、これまでは政府が「公共事業」に異議申し立てする人びとを説得するための言葉、生命・生活の破壊を訴える権利主張を「公共の福祉」の名の下に退け、人びとに受忍を強いる裁判官の言葉だった。それがもっと肯定的な意味で用いられるようになったコンテキストの一つは、国家が公共性を独占する事態への批判的認識の広がりである。すでに60年代以降、公共政策による環境破壊に対して、住民運動、市民運動という形で抗議が提起されたが、バブル崩壊後には、国家の財政破綻が露わになるにつれ、国家活動の「公共性」への批判的な問題意識が広く共有されるようになった。90年代には、ボランティア団体、NPO (非営利組織)、NGO (非政府組織) などの市民による自発的なアソシエーションが目されるようになり、国家と市場社会 (market society) の双方から区別される市民社会の意義が強調されるにいたった。(齋藤, 2000 : 1 - 2)

社会哲学者の山脇直司は、「公共哲学」 (public philosophy) について、「一口にこの学問を特徴づけるとすれば、国家や政府を

〈公〉と企業の経済活動を〈私〉とそれぞれみなす従来の公私二元論に代わり、国家や政府によってのみならず、国家と家庭の中間領域における〈人々（民）の社会活動〉によっても〈公共性〉が担われるという言わば三元論的なパラダイムをコアとして、政治、経済、その他もろもろの社会現象を、理念的かつ経験的に考察していく学問と行うことができよう」（山脇, 2000: 1）と述べ、公共哲学を、publicとgovernmental（政府の）をほとんど同一視してきた従来の経済学や政治学と明確に区別する。たとえば、公共経済学という名前であっても、そこでは、政府以外の経済活動は私的領域に一括され、人びとの公共活動は主題化されない。このような単純なパラダイムに代わって、「政府（官）の公」と「人々（民）の公共性」と利潤追求を目指す「私的経済活動」の三者を区別しながら、その相互作用を論考する公共哲学のパラダイムによって、社会保障論への新しい視座が導入されるべきである。（山脇, 2000: 4）だが、山脇は近・現代の関連する思想を簡潔に検討した上で、「現代の政治・社会哲学は社会保障の公共哲学のための十分な論理をいまだ提供しておらず」（山脇, 2000: 12）、ここに三元論の視座に立脚する公共哲学の今後の課題があると結論する。

また、経済学者の間宮陽介は、公共空間は私的空間と公的空間のはざまに出現すると述べた上で、次のように指摘する。「100パーセント私的、100パーセント公的というのは極限状態——公私が完全に分離した状態——で

あるが、このときには公共空間は存在しない。高々全体主義的な公共性が存在するのみであり、個人は極限にまで私化している。」（間宮, 2000: 141）私人が選挙活動などによって公事に参加すると、公私二つの領域が交わる部分をもつようになり、公共空間が形成される。「私人が参与することのない公的空間は、たとえば、法律、官僚機構、教育制度などの諸制度からなる制度空間のようなものにすぎず、それ自体としては公共空間を構成するものではない。また私人が100パーセントの公人と化しているときにも公共空間は存在しない。このとき彼らは制度や機構の部品や歯車にすぎず、彼ら自身が制度・機構の一部と化してしまっている。公的空間と公共空間はぴったり重なり合うわけではなく、私人の主体的参与なしには公共空間は成立しない。」（間宮, 2000: 141）

以上においては、齋藤純一による概念の整理に加えて、山脇直司と間宮陽介の公共性に関わる見解を紹介した。三者の見解は、ことばの意味や使い方において多少の差はあるが、公（官）と私の間で市民が主体的に活動する領域としての公共空間あるいは公共圏を作り出すことがいま必要になっている、という認識においては一致している。公と私が二極化し、中間的領域としての公共圏が消滅すると、私（個人や私企業）は公共的なことは政府に委ねて私利私益の追求に専念するが、その結果、政府の権限は肥大化し、国家権力は強大になる。間宮が指摘するように、国家権力が私的領域にまで土足で踏み込み、価値、

信条、良心という個人の内面さえも侵す危険性が生じる。(間宮, 2000: 139) ここで主題とする子育て支援についても、公すなわち国や自治体による政策的・行政的対応は不可欠であるが、その対応の及ぶ範囲と程度は限られている。公にすべてを委ねることから生ずる弊害があるし、施策の多くは一般市民の協力なしには実効的になりえない。一般市民が公共圏を形成して、独自の姿勢を保ちつつ公と相互補完的な活動を展開することが、きわめて重要になっているのである。

## 1.2 子産み・子育てに関する状況の変化

私の子育て支援のための公共圏の実現が必要であると主張するのは、子産み・子育てが単に私的な営みではなく、公共性をもつと考えるからである。この場合の公共性は齋藤の分類による第二の意味を指す。つまり、子産み・子育ては、今も主に家庭内で行われており、その家族にとって大事な事業であるとしても、それだけには留まらず、社会全体にとっても重要な関心事であり、価値であると考え。子どもの育成が社会的・公共的な価値をもつことの承認は、現在に始まったことではなく、以前からのことであるとも言えるであろう。だが、現代の日本社会において特にこのことを強調する必要があるのは、20世紀の後半に生じた次のような状況の変化があるからである。

この状況の変化は歴史的に見るならば急激かつ画期的であったと言えるが、この半世紀ばかりの間にじょじょに社会と個人の生活に

浸透していったものであり、明確な時間的区分を立てることは困難である。大まかに約半世紀前と現在を比較することで、どのような変化が起こったかを概観することにした。

第二次世界大戦の敗戦前後の時期までの日本においては、第一に、男女がある年齢に達したら結婚し、結婚したら子どもを作り育てるのが、当然であるとされていた。それは世間に共通の規範(齋藤の第二の公共性)によって半ば強制されていたとも言える。また、時には国家の政策でそうするように実質的に義務づけられること(第一の公共性)もあった。出生を人為的にコントロールすることが難しいという事情もあった。子産みについてはもちろん、子育てについても、その重荷を担ったのはもっぱら女性であったが、それは女性の当然の務めとされ、これに異を唱えることはほとんど不可能であった。

第二に、家族あるいは夫婦にとって、子どもを産み育てることは、私的な利益にもつながらる事業であった。社会保障制度のない時代において、親は多くの子どもを育てることによって、老後の保障をそれだけ確かにすることができた。農業はもちろん商工業においても自営業が多かったから、子どもも重要な労働力であり、家業を継承させるためにも、子どもを作るが必要であった。だから、子産み・子育てについて、公私の利害の対立は、大事に育てた子どもを兵役に奪われるというような場合を除いては、表面化しなかったのである。

第三に、20世紀前半においては、一組の夫

婦が平均して4、5人の子どもを産み育てていたが、それを可能にするような条件があった。当時の庶民の家庭では、母親も忙しく立ち働いていて、子どもの世話をする十分な時間も経済的余裕もなかったが、子どもたちは、きょうだい、祖父母、近隣の人びとなどに見守られ、多様な人間関係の中で揉まれながら、なんとか育てていくことができた。子育ての経済的負担も現在ほどではなく、「貧乏人の子沢山」であっても、多くの子どもは無事に育っていったのである。

現代においては、事情は一変する。第一に、結婚するか否か、結婚したとしても子どもを作るか否かは、個人または夫婦の自由な選択に委ねられるようになった。生殖技術の多様な発展によって、子どもは「天から授かるもの」から「意志的に選んで作るもの」に変わった。子どもを産み・育てることは女性の第一の務めではなくなり、女性が男性同様に社会に出て活動することが当然の権利として認められるようになった。いま少子化が進行し、また、子育てにともなうさまざまな困難が表面化してきたので、国家や社会が強制をとまわらない形でこのような事態にどのように対応するかが問われているのである。

第二に、子どもを育てることが親の老後の保障になるとは言えなくなってきた。子育ての費用、特に教育費が高くなり、子育ては贅沢な消費財の購入に等しいとされる。女性が子産み・子育てのため、仕事をやめたり、中断したりした場合の機会費用は莫大になる。子どもを作らなくても、社会保障制度がある

程度まで老後の生活を保障してくれる。雇用者が増えているので、家業の継承のためという理由づけも一般性を失ってきた。したがって、個人または個々の夫婦から見ると、子どもを作らないことのメリットがいくつか現れてきており、国家や社会が相当数の子どもの育成を必要としているとするならば、ここに公私の利害の明確な対立が生じてくる。

第三に、現代の生活は半世紀前と比べてはるかに便利で豊かになったが、子育てに関しては、個人の意識の変化、家族の機能の弱体化、地域共同体の崩壊などの悪条件が重なって、以前には想像もできなかったようなさまざまな困難が現れてきている。

### 1.3 子産み・子育てと公共性

以上に述べたように、現代においては、子どもを作ることは当事者の私的な選択に委ねられ、しかもそれがその当事者にとって必ずしも有利な選択ではない、したがって、少なからぬカップルが子どもを作らないという選択をする、という状況が現れてきた。ここで、子どもの育成がどのような意味で公共性を有するかが問題になる。

いま子育て支援の必要性が論じられるのは、大まかに言えば、第一に少子化問題に関連してであり、第二に子育て困難に関連してである。前者は、深刻な少子化の傾向に歯止めをかけ、次世代の人口を確保するためには、多面的で効果的な子育て支援を行って、カップルが子どもを作りやすい環境を整えることが必要である、とする見解である。後者は、現



今の子育て困難の状況において、子どもの健全な育成のためには、子育て中の親や家族に対する他人あるいは社会からの援助が必要である、とする見解である。両者は密接に関連し合っているが、同一の問題ではなく、明確に区別して論ずることが必要である。

現代の子育てになぜ、どのような困難があるかについては、第二章以下で検討する。ここではまず、少子化問題の解決という課題の公共性について検討しよう。日本の合計特殊出生率が人口の維持に必要であるとされる2.08を割り込み、人口減少の傾向が見え始めたのは、1970年代半ばのことである。そして、予想より1年早く2005年には、日本の人口は「初の自然減」を記録した。出生数が約106万3千人（前年比約4万8千人の減）、死亡数が約108万4千人で、差し引き2万1千人の減となったのである。（厚生労働省「人口動態統計（概数）」、06年6月発表）ただ、今後の総人口の減少はそれほど急激であるとは予想されていない。たとえば、「2050年には、人口は約2割減少すると見られている。ほぼそれに見合うだけ、GDPの6割を占める消費は減少し、同時に投資も減りマイナス成長が恒常化していく。」（松原、2004：5）社会に及ぼす影響がこれだけに留まるのであれば、このような事態を予測して、長期的な対応策を立てることが可能であると思われる。

深刻なのは、それよりも急速に進むと予想される人口の世代別構成の変化である。つまり、世界でも稀であると言われる急速な高齢化が、少子化傾向とあいまって、労働力人口

の減少を招き、経済や社会保障制度を支えられなくなるという事態である。1920年（大正9年）以来、5年ごとに行われている国勢調査では、総人口を①0～14歳、②15～64歳、③65歳以上の3グループに分け、①の年少人口と③の老年人口を併せて従属人口とし、②のグループを実際に働いて社会を支える生産年齢（労働力）人口とする。1920年から2005年までの推移を見ると、60年までは年少人口は総人口の30%以上を維持し、逆に老年人口は5%前後であった。ところが、65年からは、年少人口は調査ごとに総人口比で平均2%ずつ減少し、90年には20%を割り、05年には13.7%になった。これに対して、老年人口は約1.5%ずつ増加して、2000年には初めて年少人口を上回って17.3%になり、05年には20.1%を記録した。

その間、生産年齢人口は、50年までは50%台であったが、55年以降、現在にいたるまで60%台を維持している。問題はこの生産年齢人口グループの中で相対的な高齢化が進んでいることである。生産年齢人口の15歳以上から65歳未満までを10歳きざみで五つのグループに分け、その分布を見ると、50年から70年までは、若い二つのグループの合計が生産年齢人口の50%を超えていたが、80年、90年には40%台、2000年には40%を僅かに割った。逆に20%台であった年長の二つのグループの合計が80年には30%台、2000年には40%台に増加している。（05年の調査では、労働力人口の年齢中位数は男44歳、女43歳になり、20年前と比べて男は5歳、女は3歳上昇してい

る。)また、高学歴化の影響を受けて、もっとも若い15歳～24歳グループの在学者が激増している。60年には在学者は15～19歳人口の45.5%、20～24歳人口の6.2%に過ぎなかったが、80年にはそれぞれ80.2%と20.0%に激増し、2000年には85.4%と26.1%に達している。10代後半から20代前半の若者を生産年齢人口に数えることは、いまや現実的ではなくなっているのである。(以上の国勢調査からの数字は、総務省統計局編集、2003、平成12年国勢調査編集・解説シリーズNo.4『男女、年齢、配偶関係、教育の状況別人口』による。ただし、05年の調査のデータは、総務省統計局のホームページ(06年11月1日検索)による。以下同じ。)

さらに問題であるのは、在学者以外の若者のことである。小杉礼子によれば、進学はしないが、すぐに正規の就職もしない若者の比率が、80年代末に中学を卒業した世代あたりから急激に増え、もっとも新しい世代では約4割に達している。このような傾向は特に低学歴・低年齢の者に顕著である。産業界が正社員として雇用するのは、高学歴で一定年齢以上の者であり、低学歴の若者が「正社員としての職を求めつづければ、失業しつづけることになり、非正社員に雇用を求めればフリーターとなり、さらに、求職活動をあきらめてしまえば、ニート状態に陥ることになる。」(小杉, 2006: 4)

「子育て共同参画社会」を提唱する社会学者の金子勇は、少子化が進行する21世紀前半において、子どもは公共財であると述べる。

「公共財とは老若男女すべての人がそれから利益を受けることができる社会資源をいう。それは利用者を排除しないため、その維持や育成への貢献がなくても公共財の便益を受け取ろうとする誘惑を生み出すことがある。それをする人がフリーライダーと呼ばれる。」(金子, 2003: ii) さらに金子は、「子育てしないほうが得する」という個人の合理性が、「少子化の結果、社会経済的活力が低下して、公共財が喪失し、全員が損する」という社会的非合理性を生み出す、と説明する。ここに公と私との利害の対立が生まれる。

このような金子の見解は一応の説得力をもつが、これを、子どもが公共財であり、その公共財からの便益を得るために、子どもを多く作って少子化を克服することが必要である、という主張と解すると、そこには論議の余地が生じてくる。少子化の傾向は必然的であって、これを阻止することはできないという見解や、少子化になっても実害はないという主張もあるからである。私としては、子どもが少子化にともなう社会の不利益を軽減する手段として初めて公共的価値をもつという考え方には抵抗があり、むしろ、子どもはその存在自体として公共的価値をもつ、あるいは、生まれてきた子どもたちに成長のための安定した環境を提供するのは、親にとってだけでなく、社会にとっても当然の義務である、と考えたい。現代の日本社会においては、そのような環境が確保できなくなっているのであり、そのことが子育てで困難を惹き起こしている。だから、少子化をめぐる諸問題とは切り

離しても、子育て支援によるこの困難の解決が公共性を有する課題であることは、十分に承認されうる、と考える。

## 2 子育て困難に関係する社会的要因

### 2.1 自由化と無規範化

いま子育てが特に難しくなっているのはなぜか。その原因と思われるものはさまざまであり、整理することも容易でないが、ここではまず、20世紀後半に日本が経験した自由化と無規範化という現象と関連させて、説明を試みてみよう。第二次世界大戦敗戦後の日本は、新憲法を制定し、法制度を改めて、民主主義国家、平和国家として再出発し、国民は国家によるそれまでの厳しい統制から解放されたのであるが、このような改革の精神が個々人の意識にすぐに浸透したわけではなかった。しばらくの間は、国民の多くが戦後の貧困と混迷の中で生き残るのに必死であって、勝手気ままに振舞う余裕がなかったし、旧来の規範が、非民主的あるいは封建的であると批判されつつも、なおある程度の統制力を保持していた。だから、新しい時代にふさわしい規範が確立されなくても、それほどの混乱は生じなかったように思われる。たとえば、新しい家族法によって家長の権威は否定されたが、多くの家庭において父親の権威がすぐに失われたわけではなかったのである。

戦後10年を経て経済成長の時代になると、国家に代わって企業が個人の忠誠の対象になった。終身雇用と年功序列の制度下で、自分の勤める会社と運命をともにする会社人間

が生まれてくる。このことの影響は家族にも及び、夫が会社で十分に働けるように配慮することが、妻や家族の当然の義務とされた。このような状況においては、旧来の規範は、忠誠の対象を入れ替えるだけで、なお有効性を保っていた。ただ、会社に尽くす目的は物質的な豊かさと経済的な安定にしか見出されなかったから、親が子どもに示す規範にも、精神的な要素が欠落していた。だから、豊かさの追求に飽和感が生まれ、経済成長にもかかわらず生じてくると、生きるための目標が不明確になってくる。また、年々増加する戦後生まれの世代は、アメリカに始まった社会生活全般にわたる自由化が日本でも広がる中で育ってきている。彼らに対しては、古い規範はほとんど拘束力をもたないが、その親の世代は子どもたちに自信をもって教えこむべき新しい規範を持ち合わせていない。こうして、戦後社会のめまぐるしい変化の中で、自由社会、民主主義社会にふさわしい規範を確立することができなかったことの憂慮すべき結果が、しだいに顕在化してきたのである。

### 2.2 家族法と現実のずれ

日本の家族制度は、第二次大戦の敗戦後、新憲法の施行と民法の家族法部分の改正によって根本的な変革を経験した。中川淳によれば、「憲法24条は、個人の尊厳と両性の本質的平等の思想に支えられ、婚姻をすべての家族関係の出発点または基礎とする近代家族を家族のありかたとして宣言したものである。」(中川, 2000: 15) それまでの明治民法



における家の制度は、「身分的階層秩序を基本的な構造としており、個人の尊厳と両性の本質的平等の思想に反することは明らかであり、ポツダム宣言の要請と憲法24条の条文が素直に読まれるかぎり、家の制度の廃止は自明のことであった。」(中川, 2000: 16) だが、憲法や新民法の立法過程において、家の制度の廃止は日本の国体の破壊を意味するという保守派からの根強い抵抗があり、結果として、親族間の扶け合う義務(民法730条)や祭祀財産の特別承継(民法897条)などの家制度の温存規定が残されることになった。

しかし、こうして改正された日本の家族法は、その成立の時点では、世界の中でも先進性を誇りうるものであった。利谷信義は指摘する。「現行家族法は、〈家〉制度を廃止したばかりでなく、近代家族の持つ家長的な性格をも除去すること、少なくとも個人の尊厳と男女平等の原則に積極的に抵触しないようにすることに努力しました。その結果、現行家族法は、少なくとも形式的には当時の世界においてもっとも先端を行くものとなりました。」(利谷, 2005: 7) かえって先進諸国の方が、高度経済成長による社会と家族の変化に対応して、1960年代、特にその後半以降になって、大きな家族法の改正を経験することになった。「その共通の方向は、伝統的な家族法が正統の家族像を予定し、現実の家族関係をその方向に規制し、逸脱を是正するものであったのに対し、制度の拘束を弱め(脱制度化)、当事者の自由な意思によって多様な家族関係の形成を認める(契約化)方向に向

いていると言えます。」(利谷, 2005: 2-3)

これに対して、先進的に改革を終えていた日本の家族法は安定性を示してきたが、70年代後半以降、「経済の低成長時代に入ってから、女性の社会進出、高齢化、少子化や国際婦人年以降の国際的・国内的な女性運動の影響により、社会と家族の深刻な変化を痛切に感じるようになりました。」(利谷, 2005: 3) 利谷は、日本の現行家族法の安定性に寄与した特質として、先取り性(先進性)と並んで柔軟性を挙げる。柔軟性とは、多くの事柄を当事者の協議に委ねていること(白紙条項)を言う。(利谷, 2005: 7) 他の先進諸国においては、「現実の家族関係の発展が個人の尊厳と男女平等の理念と衝突するその時々局面において、深刻な議論を重ねながら、一步一步家族法の改正を実現し、問題の現実的な解決を図ってきました。」(利谷, 2005: 14) 日本においては、その先取り性と柔軟性のために、法規定と現実の家族関係との抵触が表面化せず、矛盾が潜在し、内攻した、と利谷は指摘する。「現行家族法における先取り性と柔軟性は、理念を着実に実現する手段の形成を抑制し、白紙条項への当事者の力関係の優劣と好ましくない慣習の浸透や政策的介入の余地を残し、理念を空洞化させることに導きやすいのです。」(利谷, 2005: 14) このような弊害は、具体的には婚姻における夫婦の氏決定、離婚における子の扶養料や財産分与の決定などにおいて、弱い立場にある女性が不利益を受けるという形で現れる。これらの

問題点を含めて、家族法の大幅な改正がいま求められているのである。

### 2.3 産業構造と就業構造の変化

第二次大戦後の日本は、軍事国家から経済中心の国家へと転換を遂げたが、その経済のあり方も戦後60年の間に大きく変化した。日本人の生活と意識を大きく変えた要因として、経済における産業構造の変化とそれにもなう就業構造の変化が挙げられる。三谷直紀にしたがい、その変化の様子を概観しよう。産業別の就業者数の推移を見ると、「第一に、農林業の就業者数はこの50年はほぼ一貫して大きく減少した。1953年には、1487万人（就業者数の38%）に上っていたが、高度成長期に急激に減少し、1974年には630万人（同12%）まで落ち込んでいる。（中略）2001年には286万人（同4%）にまで減少している。」（三谷, 2003: 365）第二に、製造業の雇用は、景気に左右されて大きく変動した。高度成長期には55年の757万人から73年の1440万人へと驚異的な伸びを示したが、第一次石油危機後の不況期やバブル崩壊後の不況期には大きく減少している。第三に、サービス業や卸売・小売業、飲食店などの第三次産業の雇用は一貫して増加し続け、90年代には製造業の雇用を上回った。（三谷, 2003: 365-366）

従業上の地位別分布も大きく変化した。「1953年には就業者のうち58%が自営業または家族従業者によって占められていた。この比率は、高度成長期に農業就業者や都市部の自営商工業者の減少に伴って大幅に低下し、

1973年には31%になった。その後も低下を続け、2001年には、16%にまで低下している。」（三谷, 2003: 367）これにもなうって、雇用者が増え、また雇用形態が多様化して、雇用者の中でパート、アルバイトと呼ばれる労働者の数が増加し続けている。非農林業35時間未満雇用者比率は2000年には45%に達したが、その背景には女性パートタイム労働者の著しい増加がある。（三谷, 2003: 367-369）

橘木俊詔はこのような産業構造と就業構造の変化が国民の生活に及ぼした影響を、①自営業から雇用労働者への転換、②農村から都市への労働移動、と把握している。①の自営業から雇用労働者への転換の意義として、橘木は、第一に、雇用労働者の方が所得変動額が小さいこと、第二に、自営業者は所得がゼロに近くなることがあるが、雇用者には失業者になる可能性があること、第三に、自営業では、夫と妻、あるいは家族構成員が共同で事業や労働に参加するが、雇用の場合には個人と企業との雇用契約関係があるだけであり、このことが女性（既婚女性）の労働参加率に大きな影響を及ぼしていること、第四に、日本では職業や結婚形態によって、税制や社会保障制度がかなり異なること、を挙げる。（橘木, 2003: 546-547）現在の子育てをめぐる諸問題に関連しては、この中で第三と第四の点が特に重要である。

橘木はさらに指摘する。自営業者の減少は家族従業者の減少をもたらしたが、増え続ける雇用者の中で特に非正規労働者が増加した。「現在では、労働者のうち約3割が非正規労働者である。」

働者であり、非正規のうち約4分の3が女性で占められている。パート・タイマーや派遣労働者は女性に集中しているのである。」(橋木, 2003: 547) このような推移を女性の労働参加という観点から見るとどうなるか。三谷直紀によれば、自営業世帯の減少にともない女性の家族従業者としての就労は減少していくが、雇用者世帯における女性の労働力率はほぼ一貫して上昇し、70年代半ばには女性労働力率は上昇に転じた。このことの背景には、「就業意識の変化、少子化や家電製品の普及による家事・育児負担の軽減などの要因に加えて、第三次産業化に伴う女性に対する雇用機会の増加、特にパートタイム労働など既婚女性の働きやすい短時間の雇用機会の増加などの要因があるものと考えられる。また、1970年代半ば以降晩婚化が進み、このことも女性の労働力率を上昇させる方向に働いた。」(三谷, 2003: 374)

②の農村から都市への労働移動の意義として、橋木は第一に、都市の過密化によって交通網、通勤、住宅、上下水道、環境等の問題が深刻になり、住みにくくなること、第二に、地方では過疎化によって職を求めにくくなり、また、医療・教育・文化等の施設に乏しく、所得格差も生ずること、を指摘する。(橋木, 2003: 548) これらの要因が出生率と子育て困難の問題にどのように関わるかが問題である。上記の第二の指摘からは、子産み・子育てを担うべき若い男女の多くが、職と便利で豊かな生活を求めて都市に集まるという帰結が導かれるであろう。だが、第一の指摘によ

れば、都市は、成人が働く場ではありうるとしても、東京都の合計特殊出生率が2005年に1を割ったことが象徴するように、いまや子産み・子育てにふさわしい環境とは言えなくなっているのである。

国勢調査では、配偶関係を有配偶と、未婚、死別、離別の4つのカテゴリーに分けて調査しているが、2000年の調査では、日本全体の有配偶率は男性の場合、30～34歳で54.9%、45～49歳で78.8%であるが、東京都のそれは、44.2%と70.3%である。女性の場合には、全体は30～34歳で68.9%、45～49歳で83.7%であるが、東京都は58.8%と77.0%である。つまり、男女とも全国平均と東京都では、30～34歳で10%以上、45～49歳で6%以上の差がある。そして、20歳から39歳までの若い世代が全人口中に占める割合は、全国では27.6%であるが、東京都では33.3%である。同じく大都市を擁する神奈川県や大阪府においても、東京都ほどではないが、同様の現象が見られる。また、合計特殊出生率が全国平均より高い県の大部分において、若い世代が人口中に占める割合が小さくなっている。

単純化して言えば、子どもの親となるべき若い世代の多くが、結婚にも子産み・子育てにも適していない大都会に集まってくる傾向があり、このような人口構造が少子化の原因の一つになっているのである。また、生きるための競争が激しく、人口過密で、心身の健康にとってマイナス要因の多い大都市における子産み・子育てには、さまざまな苦労や障害があることも、容易に推測することができる。

る。

#### 2.4 女性労働の位置づけの変遷

第二次大戦後の日本社会のめまぐるしい変転、特に産業構造の変化の中で、女性労働の位置づけはどのように変わったであろうか。横山文野は、戦後日本の女性政策と女性の生活の実態を、1945～60年代、70年代、80年代、90年代という4つの時期に分けて概観しているが、それに依拠して女性労働の社会的位置づけの変遷をたどってみよう。

敗戦によって壊滅的被害を受けた日本の産業は、石炭・鉄鋼・電力などの重要産業の増産を最優先して復興に努め、朝鮮戦争による軍需物資の需要急増もあって、1955年ごろから高度経済成長期に入った。(横山, 2002: 81) この時期には、前述のように、就業構造が大きく変わり、女性に関しても、家族従事者が減って、雇用労働者が激増した。だが、女性雇用労働者は男性に比べてきわめて劣悪な待遇のもとで働いていた。女性の賃金は男性の半分程度であったが、その理由は次の三点にある。第一に、女性は短期勤続である。女性は、家事・育児の負担が大きいために、結婚・出産後も働きつづけることが難しいし、企業は、安い労働力を短期間で回転させることを望んで、賃金を低レベルに固定する。第二に、雇用が不安定で、労働条件の悪い産業に女性労働者が多く参入し、主として単純・補助的労働を担った。第三に、伝統的に女性の仕事である看護婦、保健婦、保母などは、女性職であるために低賃金とされた。事務職

においても、女性には昇格の機会が与えられず、低い職種に固定されることが多かった。

(横山, 2002: 85-86)「女性の雇用が増大したとはいえ、その位置づけは基本的に若年短期補助労働力である。」(横山, 2002: 87)

70年代、高度経済成長が第一次オイルショックによって終わってからは、日本の産業構造を高度化し、技術革新によって資源節約的・知識集約的なものに転換することが必要になった。また、70年代後半以降、サービス経済化が進み、モノの生産よりも情報やサービスが社会的有用性を高めていく。サービス産業においては、仕事の繁閑に応じて労働力を調整するために、パート・アルバイト等の非正規労働者が企業にとって便利な存在になった。こうして、女性労働力需要は拡大したが、それは女性パート労働の増大を伴うものであった。(横山, 2002: 137-139) また、「高度成長期後半から進んできた女性雇用労働者の中高年化、有配偶化、高学歴化の傾向はさらに強まった。(中略) 1970年代に未婚若年労働力から既婚中高年労働力への転換が生じたと言える。」(横山, 2002: 138)

80年代には、70年代からの女性労働の特徴、つまり、雇用労働者化、有配偶化、パート労働者化、勤続延長がさらに進んだ。70年の時点で女性労働者の53.2%を占めた雇用者は20年間増加し続け、90年には72.3%に達した。また、既婚女性労働者は、70年代半ばに女性労働者の半数を超えた後も、80年代まで増加し続け、その後58%前後で安定する。増加した女性労働者の多くはパートタイム労働者で



あるが、その需要側の要因としては、企業の減量経営、技術革新の進展、経済のサービス化があり、供給する既婚女性側の要因としては、夫の賃金の相対的低下、女性のライフサイクルの変化、電化による家事省力化などが指摘されている。(横山, 2002: 210) 「20代から30代にかけて結婚や育児のため退職する女性が多いため、年齢層別労働力率の変化はM字型を描くというのが日本の女性労働の特徴である。(中略) これは1980年代にも変わらなかったが、女性の勤続年数の伸びや既婚女性の増加によりM字型の底が少しずつ上昇している。また晩婚化の影響か、一番谷が深くなる年齢層が1970年の25歳～29歳の層から30歳～34歳の層に移行している。」(横山, 2002: 210～211) 日本の労働市場は産業・職種・企業規模・雇用形態などによって中核的部分と周辺的部分に分断されており、女性は周辺に多く位置するため、男性労働者との間に大きな賃金格差が生じた。このような格差を是正するため、85年、男女雇用機会均等法が制定されたが、努力義務規定が多く、実効性が欠けていたため、男女の賃金格差の縮小は進まなかった。(横山, 2002: 232)

90年代の女性労働はどうなったであろうか。雇用機会均等法の施行により、「男女を問わない求人が増加し、女性の職域も拡大したが、性別職務分離は解消されず、男女賃金格差も是正されず、労働力率のM字型も継続している。」(横山, 2002: 297-299) 女性雇用者の継続就労は難しく、年齢階級別の離職理由を調べると、M字型の谷が、結婚、出産、育児

による離職と対応していることがわかる。男女間の賃金格差もあまり改善されていない。(横山, 2002: 299) また、均等法施行以降、雇用の多様化が進み、90年代のバブル崩壊後、それはさらに本格化する。雇用者に占めるパートタイム、アルバイト、派遣等の非正規労働者の比率が増加するが、この傾向は女性労働者において特に顕著である。「企業側にとって非正規雇用労働者の魅力は、人件費を抑制できること、必要に応じて雇用量を調節できることにある。(中略) 供給側から見ると、非正規労働者の大半が女性であることにもみられるように、仕事と家庭が比較的両立できる就労形態であること、税制や社会保険など社会政策が誘導する被扶養の地位の範囲内で働けることが大きいだろう。」(横山, 2002: 302-303)

だが、女性労働者が非正規労働に満足しているのではけっしてなく、家庭内の家事・育児・介護などの責任を一身に担っていることと、社会の制度がこのような性別役割分業を温存する仕組みになっていることのために、それに甘んじざるを得なくなっているのである。雇用機会均等法がこのような事態の改善に寄与していないという批判を受けて、これの改定作業が進められ、99年4月、改正均等法および関連の法律が施行された。重要な改正点は次の通りである。①従来は事業主の努力義務だった募集・採用、配置・昇進、教育訓練における差別的取り扱いが禁止された。②女性のみの募集・採用が許されていて、男女の職域が分離していたが、これが均等法違



反であることを、指針の改正で明らかにした。③女性労働者と事業主との間の紛争の調停を開始するには、事業主の同意が必要であったが、一方当事者の申請で開始できるようになった。(横山, 2002: 325、浅倉, 2005: 59) だが、この改正によっても、問題点はなお残された。改正均等法によっても、コース別雇用などの間接的な差別を排除できないことがまず指摘される。また、改正法によって女性保護規定が廃止されたために、女性にも男性同様に時間外・休日労働が課せられることになり、家族的責任を実質的に担っている女性は過重な負担を引き受けることになると危惧されている。このことへの対応としては、時間外・休日労働の上限基準を男女共通に引き下げる必要がある。(横山, 2002: 326-327)

### 3 子育て困難と公共的支援の必要性

#### 3.1 婚姻の不安定化

子育て困難の社会的背景については第二章で述べた。本章では、子育てが、その本来的な場である家庭において、どのように難しくなっているか、また、どのような公共的支援が必要になっているか、について検討する。

子育てを困難にしている家族内の諸要因を挙げる前に、家族の存立そのものを脅かしている婚姻の不安定化という現象にまず触れておく。現行家族法では、家族は両性の合意による結びつきである婚姻によって形成される。明治家族法における家制度に代わって、婚姻が家族の基本に置かれたのである。このよう

な規定は、大部分の男女が適当年齢に達したら結婚して家庭をもつことを当然の前提としていたように思われる。だが、現在はその前提が成立しなくなっており、したがって、婚姻は社会の制度としてまた家族の基礎として十分に機能しなくなりつつある。晩婚化については、都市化に関連して先に触れた。端的なデータを示すならば、30~34歳グループの未婚率は、1960年までは男女とも10%未満であったが、以後、増加を続け、80年には男性が21.5%、女性が9.1%、90年には男性が32.6%、女性が13.9%になり、2005年には男性が47.1%、女性が32.0%に達している。生涯未婚率も上昇し続けており、晩婚化にとどまらず、非婚化という現象が顕著になってきている。

晩婚化・非婚化の進行は、婚姻が男女にとって当然のことではなく、選択の対象になってきたことによる。意識調査などによれば、今も多くの男女が結婚することを望んでいるが、ライフコースが多様化してきて、コースによってはそこでの自己実現にとって結婚しないほうが有利なのである。女性が男性に伍してキャリアを追求する場合が典型的な例である。また、家庭外のサービスが広範囲に利用可能になり、異性との婚外の交際もかなり自由になってきたので、束縛の多い結婚生活をあえて選ぶ必要性が薄れてきた。このように結婚に消極的になっている男女にとっては、結婚はいくつかの条件が充たされた場合のみ、するに値する事業になっている。

結婚が両性の合意によって成立するように

なったのは確かに一つの進歩であるが、当事者間の愛情や信頼が失われた場合には、結婚の継続も困難になる。キリスト教国ではない日本において、離婚は戦前には比較的多かったが、戦後の高度成長期に減少し、90年ごろから再び増加して2002年度には離婚数が約29万組に達した。その後、離婚数はやや減少しているが、結婚数も減少しているため、結婚数に対する離婚数の割合は高い水準を保っている。(05年度の結婚数は714,261組、離婚数は261,929組)生活上の必要から結婚しなければならなかった時代とは異なり、男女とも結婚に情緒的な価値を期待している。その期待が裏切られたときの不満は大きく、共同生活を営むことが難しくなる。現行の婚姻制度は当事者の自由意志と主体性を尊重するが、そのことが現代の婚姻を不安定にしているとも言える。子どもがいる夫婦の場合には、離婚は子どもの生活に大きな影響を及ぼし、子どもの健全な成育が脅かされるという事態も起こる。家制度の下では、夫婦が離婚しても、家は存続していたが、現在は離婚が家族の解体につながる場合が多く、子どもの境遇もそれだけ不安定になるのである。

### 3.2 家族の個人化

現代の家族をめぐるさまざまな変動の影響は、家族の規模の縮小に現れている。1世帯当たりの人数は1955年の4.97から漸減して、2005年には2.55にまで減少した。核家族世帯数は同じ50年間に1037万から2.74倍の2839万に増えているが、総世帯数も1740万から2.69

倍の4957万に増えているから、核家族世帯の占める比率が特に増加したとは言えない。だが、近年、核家族の中でも、「夫婦のみの世帯」が増え、「夫婦と子どもからなる世帯」が減っていること、単独世帯が半世紀前の60万から1446万へと24.1倍に激増し、世帯数の3割近くを占めるようになったこと、親族世帯の中で核家族世帯を除く「その他の親族世帯」の数が、総世帯数の増加にもかかわらず、600万台から700万台でほぼ横ばいであることなどを考慮すると、核家族化を超えて家族の個人化、あるいは家族の解体という兆候が見えてくる。

山田昌弘は家族の個人化についての家族社会学における近年の論議を整理し、論点を明確にしている。彼によれば、「近代社会においては、家族は国家と並んでその関係が選択不可能、解消困難という意味で、個人化されざる領域と考えられてきた。この二つの領域に、選択可能性の拡大という意味で個人化が浸透していることが、現代社会の特徴である。」(山田, 2004: 341) さらに山田は、家族の個人化が日本で問題にされるようになったのは、家族の多様化という形で家族規範の弱体化が進んだことによる、と述べた上で、これに関して二つの質的に異なる意味を区別する。「一つは、家族の枠内での個人化であり、家族の選択不可能、解消困難性を保持したまま、家族形態や家族行動の選択肢の可能性が高まるプロセスである。それに対して、ベックやパウマンが近年強調しているのは、家族関係自体を選択したり、解消したりする自由が拡大

するプロセスであり、これを家族の本質的個人化と呼びたい。個人の側から見れば、家族の範囲を決定する自由の拡大となる。」(山田, 2004: 341)

家族が選択不可能かつ解消困難な関係として把握されてきたのは、個人は親を選んで生まれてくることはできないし、結婚する場合にも、ロマンティック・ラブ・イデオロギーによれば、恋愛感情を感じる特定の異性だけを相手として望むのであるから、複数の選択肢や自由に選ぶ主体は存在しない、と考えられたからである。だが、家族の枠内での個人化が進むと、家族のあり方そのものが多様化し、相対化されていく。さらに、恋愛と結婚が分離してくると、結婚についても選択の自由が生まれ、夫婦関係の本質的個人化が始まる。家族の選択不可能、解消困難という関係性には、個人の自由を制限し抑圧するという側面と、個人に経済的、心理的安定性をもたらすという側面との二面性があった。だから、この関係性が弱体化すると、個人は自由にはなるが、同時にリスクに晒されることになる。(山田, 2004: 341-346)

ここには、第二章1で述べた自由化に伴う無規範化、無秩序化と類似した現象を見出すことができる。これによって最大の被害者になるのは子どもである。生殖技術の発展や妊娠中絶の社会的容認によって、親は子どもを産むことについてある程度の選択ができるようになったし、生まれてきた子どもとのつながりを無責任に絶つことも可能であるが、子どもは親を選ぶことはできないし、未成年の

間は自分の意志で親から離れることも難しい。家族の個人化は少子化の原因にもなるであろうが、生まれてきた子どもの成長にとっても重大な障害になる。個人化の趨勢を止めることが容易でないのであれば、公共的な支援によって子どもが心身ともにすこやかに成長していけるように家族の外部から保障することが必要になる。

### 3.3 子育て困難の時代

現代の日本では、離婚や家族の解体には至っていない家族にとっても、子育てにはさまざまな困難があると指摘されている。第一に、既述の産業構造の変化により、家庭は生産や労働から切り離され、もっぱら消費の場となった。家庭が労働の場であり、家族が協力して家業に携わる場合には、生活を賭けて働くことにともなう厳しさが求められ、子どもも大人を見習いながら、社会性を育てていくことができた。しかし、物が氾濫し、次々に新しい商品が宣伝広告のあらゆる手段を駆使して売り込まれている消費社会の中では、大人自身が欲望を肥大化させており、子どもに欲望をコントロールするすべを身につけさせることは難しい。家族生活における共同性が希薄となり、生活全般における個人化、特に情報化の進展にともなって情報獲得や外部とのコミュニケーションの個人化が進むと、親の子どもへの影響力も限定されざるをえなくなる。

第二に、高学歴化により、現代の子どもは義務教育期間を超えて、高度の教育を受ける

のが普通になった。大学・短大への進学率は50%を越えており、その卒業までに要する費用は数千万円に達すると言われる。以前には、親が子どもを育てるのは、自分たちの老後の保障のための投資という意味をもっていたが、現在は、子どもの教育費は回収不可能な消費支出とみなされざるをえなくなった。また、子どもを産むか産まないかが親の選択に委ねられる結果として、親が子どもを私物化視するという傾向が現れてきたように思われる。そのことから生ずる弊害としては、一方には、親が子どもをペットのように溺愛し、スポイルしてしまうという事例があり、他方には、子どもが気に入らなかつたり、思うようにならないと、虐待したり、放置したりするという事例がある。

第三に、女性の就業状況が子どもの育ち方に大きな影響を及ぼしている。農業を含めて自営業従事者が多数を占めていた時代には、子どもは両親やきょうだい、その他の親族や他人の世話を受けて、多様な人間関係の中で成長していくことができた。ところが、産業構造の変化に伴って雇用者化が進むと、男女とも家庭の外に仕事を求めることになる。経済成長期には、夫が外で働いて家計を支え、妻は結婚あるいは妊娠・出産とともに退職して、家事・育児に専念するという性別役割分業がいったん成立したが、経済の停滞とともに多くの女性が再び仕事に就いて家計に寄与することを求められるようになった。ただ、既述のように再就職の条件は厳しく、女性の多くは周辺の労働力としての処遇に甘んじな

がら、仕事と家事・育児の両立に苦勞しているのが実態である。

専業主婦の座にとどまって家事・育児に専念する女性の場合にも、問題はある。性別役割分業の考え方がフェミニズムやジェンダー論からの批判によって説得力を失ってきたこともあって、自分の生き方に自信をもてない専業主婦が増えている。別の生き方を選ぶ可能性が閉ざされていることへの不満を感じたり、人生80年の時代に子育てが終わってからの長い時期をどう過ごすかの展望が開けずに悩んだりする。専業主婦の家庭では、育児責任が母親に集中しがちであるが、周囲に相談する相手もいないので、子育てが少しくまかないと、母親が一人で思い悩むことになる。専業主婦家庭における母子密着と父親不在が近年、憂慮すべき問題としてしばしば取り上げられている。

家族心理学者の柏木恵子は、働く母親が子どもに及ぼす影響を調べた多くの研究について検討した上で、「(予想に反して)母親の就業そのものが子どもの発達に及ぼす悪影響は全くなく、むしろ自立の発達にプラスの効果さえある」(柏木, 2006: 11-12)と結論している。だが、女性が結婚や出産の後も仕事を続けるためには、育児休暇等の法制度上の権利保障、育児後の再就職が不利にならないための制度的保障、勤務態様等についての職場での理解と具体的な配慮、保育所、学童保育施設等の充実と保育時間の弾力化、家族の理解と協力、特に夫の家事・育児の分担などが必要である。これらの条件が十分に充たされ



ない現状では、女性の負担が重くなり、キャリア志向の女性が結婚あるいは出産を断念せざるをえないケースも出てくるのである。

### 3.4 政府の子育て支援対策

以上に述べてきたように、現代の子育てにはさまざまな困難があり、子育ての失敗の責任を家族や学校に押しつけてみても、問題の根本的な解決は望めない。現代の家族はその機能を低下させていて、これ以上の負担を課すると、家族そのものが崩壊の危機に瀕する。これを取り巻く地域社会も共同性を失ってきているので、家族と子育ての役割を補完し合うことができない。子どもたちは基礎的な社会化を身につけないうままで学校に入ってくるから、集団としてのまとまりを作ることが難しく、小学校の低学年から学級崩壊が起きる。教育にも競争原理が持ち込まれており、学校現場での混乱が続く中で、初等教育の段階から学力の格差が生まれ、中等教育においてさらに拡大していく。

では、国や地方自治体はこのような現状にどう対応しているであろうか。2006年6月に決定された政府の「新しい少子化対策について」は、05年の合計特殊出生率が1.25まで低下したことを深刻に受け止め、①「急速な少子化の進行は、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかわる問題です」という認識に立ち、②少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図ること、③出生率の低下傾向を反転させるために、社会全体の意識改革、子どもと家族を大切にする

視点に立った施策を推進すること、④社会の意識改革を進めるため、家族・地域の絆を再生する国民運動を推進すること、を要点として挙げる。具体的な措置としては、新生児・乳幼児期、未就学期、小学生期、中学生・高校生・大学生期に分けて、子どもをもつ家庭を支援するためのさまざまな施策を列挙している。また、「働き方の改革」と題して、若者の就労支援、パートタイム労働者の均衡処遇の確保、女性の継続就労・再就職の支援、企業の子育て支援の推進、長時間労働の是正などにより、従来の働き方を改革すると述べる。(内閣府編, 2006: 2-8)

このような方策の多くは必要かつ妥当なものと思われるし、その一部は制度化されて実現しつつある。だが、問題は次のような点にある。第一に、これらの多様な施策はいずれも相当な予算措置をとらなければならない。この「対策」は、OECD基準による社会支出のうち家族分野への支出割合が日本(3.43%)はイギリス、スウェーデン、フランス(いずれも9%台後半)等と比べてかなり低く、また、社会保障給付では、高齢者向けの割合が大きくて、児童・家族関係が小さくなっていると指摘するが、これの改善のための数値的目標は掲げられていない。第二に、近年、母子家庭を対象とする児童扶養手当の給付についての所得制限を厳しくするという、弱者いじめとも思われる改定があったが、「対策」では、「母子家庭就業・自立支援センターなどの取組を強化して、母子家庭等の総合的な自立支援対策を支援します」と述べるだけである。これでは



増加する離婚家庭に育つ子どもの基本的な権利が保障されないのではないか。(06年末に決定された07年度政府予算案には、乳幼児に対する児童手当の増額、育児休業給付の拡充、不妊治療の公的助成の拡大などの施策が含まれているが、生活保護費の母子家庭を対象とする加算の段階的廃止も盛り込まれている。)第三に、若者たちに安定した職と収入を保障し、将来への希望をもてるようにすることこそが重要な子育て支援である。企業等からの抵抗を排して、どれだけ実効性のある「働き方の改革」ができるかが問題である。

近年の日本の政治を特徴づける、競争によって活力ある社会を作ろうという政策の下で、一方で、ずる賢く立ち回った者が巨利を博し、他方では、まじめに働く意志をもつ若者に安定した職と収入が保障されない、という状況が生まれてきている。たびたび述べてきたように、子産み・子育ては夫婦あるいは女性にとって、自らの利益に直接につながる活動ではないだけでなく、重い精神的、身体的、経済的負担をともなう。私利のみを追求するのが当然という社会的風潮の中では、子どもをもたないという選択をする方が賢明とも思えるであろう。政府の「対策」は、社会の意識改革のために国民運動を推進すると述べ、家族や地域の絆を深めるために、「家族の日」、「家族の週間」の制定や、表彰や啓発などの行事の開催を提案している。しかし、そのような安上がりで表面的な対策では効果は期待できないし、弱者切捨てる的な政策を進めている政府がこれを主導することに、厳し

い反発が起こることも予想される。

政府がなすべきことは単なる「少子化対策」ではない。たびたび述べてきたように、女性にとって社会での活動と子どもを産み育てることを両立させることは非常に難しい。企業等の雇用者側はこのことを利用して、女性を周縁的労働力として便利に使ってきたのである。だから、雇用者側からの抵抗を排して、女性の雇用条件を抜本的に改善するための法制度を設けることが、政府に求められているのである。

### 3.5 市民主体の子育て支援の必要性

本論文の第一章において、公共性に関して、政府の公（官）と市民の主体的な活動としての公を区別した。子育てに関して私が主張したいのは、市民の主体的・自発的な活動としての子育ての公共的支援がいま重要になっている、ということである。政府や地方自治体による施策が不必要というのではない。子育て支援には前節でも述べたように制度的な取組を要する事項が多くあり、これらについては官による対応が不可欠である。ただ、国や自治体に過大な責任を押しつけると、弊害が生ずる。官による施策は財政的な負担と官庁の権限の肥大化をともなう。社会保障制度の運営面で現れているように、個人の私的領域にまで官が立ち入ることが正当化されてしまう。社会の意識改革を政府が特定のイデオロギーによって主導するという動きさえも出てくる。

市民による子育て支援の公共的な活動の目

的は、第一に、いま家庭で孤立しがちである子育てを、子どもは社会全体にとっての宝であり、その育成は社会全体にとって重要な課題であるという自覚をもって、多面的に支えることである。これは個人的にも行いうることであるが、成果をあげるには、志を同じくする市民がグループを作り、組織化して活動することが望ましい。第二は、官による子育て支援政策を十分に検討し、これに対して意見を述べ、さらには、政策決定に影響を及ぼしていくことである。同時に、支援活動の実践面では、官による施策と相互補完的な関係に立ち、役割分担をして官と協力し合うことが望ましい。支援が有効であるにはそのような協力が必要であるし、自ら実践することによって、施策に対する批判的な主張にも、説得力が増してくるのである。

最終的な問題としてなお残るのは、何度も述べてきたことであるが、私利の追求を至上目的とする価値観が支配的な現代の日本社会において、子育ては割の合わない仕事、あるいはむしろ私利追求という目的に反する仕事になっている、という事実である。これへの対応として、市民による子育て支援の必要性を主張してきたが、その市民たちも同じ競争社会の中で生きているのであり、個人の善意に頼って無償で支援活動をしてもらうことには、明らかに限界がある。根本的には、競争よりも協力を重んずるような社会の実現を目指すことが必要であり、経済と企業を優先する政策からの大きな方向転換が求められると考える。

#### 〔文献〕

- 浅倉むつ子, 2005, 「男女平等へ」浅倉・島田・盛共著『労働法』第2版
- 柏木恵子, 2006, 「夫婦関係・カップル関係の変化とその心理」日本家族心理学会編『夫婦・カップル関係——「新しい家族のかたち」を考える』金子書房
- 金子勇, 2003, 『都市の少子社会——世代共生をめざして——』東京大学出版会
- 小杉礼子, 2006, 「なぜ若者政策を国際比較するのか」小杉・堀編『キャリア教育と就業支援』勁草書房
- 齊藤純一, 2000, 『公共性』岩波書店
- 総務省統計局編, 2003, 平成12年国勢調査編集・解説シリーズNo. 4『男女, 年齢, 配偶関係, 教育の状況別人口』日本統計協会
- 橋木俊詔, 2003, 「家計」橋木編『戦後日本経済を検証する』東京大学出版会
- 利谷信義, 2005, 『家族の法』第2版, 有斐閣
- 内閣府編, 2006, 『時の動き』8月号, 国立印刷局
- 中川淳, 2000, 『現代家族の法学』日本加除出版株式会社
- 松原聡, 2004, 『人口減少時代の政策科学』岩波書店
- 間宮陽介, 2000, 「グローバリゼーションと公共空間の創設」山口・神野編『2025年 日本の構想』岩波書店
- 三谷直紀, 2003, 「労働」橋木俊詔編『戦後日本経済を検証する』東京大学出版会
- 山田昌弘, 2004, 「家族の個人化」日本社会学会編『社会学評論』Vol. 54, No. 4
- 山脇直司, 2000, 「社会保障論の公共哲学的考察——その歴史的・現代的考察——」塩野谷・鈴村・後藤編『福祉の公共哲学』東京大学出版会
- 横山文野, 2002, 『戦後日本の女性政策』勁草書房

# Why public support for child-rearing is necessary

KAMO Naoki

In this paper I will consider the difficult conditions in which children are brought up in contemporary Japan and maintain that public support for child-rearing is now necessary. First, I will examine the concept 'publicness', differentiating three meanings of this concept and then consider how 'publicness' is related to child-rearing. Secondly, I will survey, depending chiefly on the literature of social sciences, the complicated social circumstances in which Japanese families are bringing up children. Thirdly, I will explain that Japanese children are in a very unstable position, because child-rearing in each family is confronted with various difficulties which we have never experienced before, and especially because the family itself is increasingly individualized. My last problem is what kind of public support, both governmental and civic, is required for the sound upbringing of children.

Keywords : contemporary Japanese family, publicness, public support for child-rearing